

平成20年西東京市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 日 時 平成20年12月24日（水）
開会 午後2時04分 閉会 午後3時02分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 角 田 富美子
委 員 宮 田 清 蔵
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明
教 育 指 導 課 長 前 島 正 明
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
教 育 相 談 担 当 課 長 南 里 由美子
指 導 主 事 岡 本 賢 二
指 導 主 事 山 縣 弘 典
指 導 主 事 宮 城 洋 之
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 飯 島 伸 一
公 民 館 長 相 原 昇
公 民 館 館 長 補 佐 山 本 茂
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
教育部主幹兼図書館副館長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美
教育企画課企画調整係 相 澤 潤 子
- 7 傍聴人 3人

平成20年西東京市教育委員会第12回定例会議事日程

日 時 平成20年12月24日（水） 午後 2 時00分～

会 場 防災センター 6 階 講座室 2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第 57号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について
- 第 3 議案第 58号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について
- 第 4 議案第 59号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 5 議案第 60号 西東京市立中学校の教職員の処分の内申についての専決処分について
- 第 6 請願第 1 号 平成22年度使用の中学校用教科用図書の新採適正化について
- 第 7 報告事項
 - (1) 「統括校長を置くことができる学校の基準」の制定について
 - (2) 平成20年度（4月～9月）教育相談状況
 - (3) 西東京市不登校ひきこもり相談室開設について
 - (4) 保谷公民館の名称に関するアンケート結果報告
- 第 8 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成20年第12回定例会
(12月24日)

午 後 2 時 0 4 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成20年西東京市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

会議に入る前に、本日の議事日程についてお諮りをいたします。日程第5 議案第60号

西東京市立中学校の教職員の処分の内申についての専決処分については、人事に関する案件で公にされていないことから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第8 その他の後に開催いたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 それでは、さように決定させていただきます。

竹尾委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第57号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第57号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について、の提案理由を申し上げます。

学校における教員の異動に伴いまして、西東京市立学校給食運営審議会委員を解任及び任命する必要があるためでございます。

表にございますように、解任委員でございますが、平成19年9月1日から平成20年3月31日まで、泉小学校の大河原真利子が解任委員でございます。任命委員といたしましては、平成20年12月24日から平成21年8月31日まで、東小学校の給食主任代表の栗田彩になります。もって、平成20年4月1日から平成20年12月23日までは欠員となるものです。

どうぞ御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第57号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第58号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第58号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する

る事務取扱規程の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正をする必要があり、御決定をお願いするものでございます。

改正の内容といたしましては、公益法人制度改革に伴う法律の施行及び民法の改正に伴い規定を整備するものでございます。

規程改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

前島教育指導課長 それでは、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、教育長に補足して御説明させていただきます。

平成12年から18年にかけて公益法人制度に関する制度改革が行われました。これは日本の社会経済システムの中で民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するためのもので、行政委託型公益法人を含めて、民法で定められた公益法人制度を抜本的に見直すものでございます。

この制度改革の中で、従来、財団法人の設立者がその設立を目的として作成した根本規則またそれを記載した文書、書面等のことについて、「寄附行為」という語が用いられておりましたが、「寄附行為」という語は多義的でわかりにくいことから、「定款」に一本化する必要がありました。

平成18年3月、公益法人制度改革関連3法案が閣議決定され、同年5月に第164回通常国会において法案が成立し、本年12月から施行されましたが、その中で従来使用されてきた「寄附行為」という語を「定款」という語に用いるよう改めました。これを受けまして、今回、本市の学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の中にあります「寄附行為」という語を「定款」という語に用いるよう改めるものでございます。

また、本規則の中にあります幾つかの語につきましては、他の規則との用語の整合性を図るため、一部改正しているところでございます。

お手元に、詳細につきましては新旧対照表がございました。

「寄附行為」自体はこの中に2箇所ほどあります。一番最後の様式第1号の下の部分にありますので、そこを見ていただくと、「寄附行為、定款その他」というところが「定款」という言葉に直されている。

このほか、「教育長」という言葉を「西東京市教育委員会教育長」というようにしたり、あるいはその中で「許可権者」ということで用語を改めさせていただいたところでございます。

詳細につきましては、新旧対照表等を御覧いただければというふうに考えております。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第58号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第59号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第59号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部改正をする必要があり、御決定をお願いするものでございます。

改正の内容といたしましては、公益法人制度改革に伴う法律の施行及び民法の改正に伴い規定を整備するものでございます。

規則改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

飯島スポーツ振興課長 議案第59号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則について、教育長に補足して御説明申し上げます。

議案の裏面にございます資料の西東京市スポーツ施設条例施行規則新旧対照表等を御覧ください。

公益法人制度改革に伴う法律の施行及び民法の改正に伴い、従来、民法第34条の規定により設立された法人について、「寄附行為」とされていた財団法人の根本規則や財団を設立する行為そのものを一般財団法人の「定款」とみなされることとなったことから、本規則の文言整理を行い、規定整備するものでございます。

それでは、新旧対照表の左側が改正後、右側が改正前になりますので、よろしく申し上げます。

規則の第13条、指定管理者の指定の申込みに係る条文でございますが、その第2号につきまして、下線部、「団体の定款若しくは寄附行為又はこれらに類するもの」とあるのを「若しくは寄附行為」の文言を削除させていただいております。

説明は以上でございます。御決定賜りますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第59号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 請願第1号 平成22年度使用の中学校用教科用図書の採択適正化について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

石井統括指導主事 それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

次年度の教科用図書の採択は、西東京市立小・中学校教科用図書採択事務要綱に基づきまして調査研究を行い、教育委員会において採択することとなっております。

採択事務要綱に従いまして、教科用図書の採択の流れについて御説明いたします。

まず、教育長は各学校に全教科・種目ごとに検定を受けましたすべての教科用図書についての研究調査の実施及び報告を依頼いたします。したがって、新規に検定申請がなされた教科書が除外されることはございません。

調査部会は、学校別の調査資料を参考にしながら教科ごとにすべての教科用図書の調査研究を実施し、報告書及び調査資料を採択資料作成委員会に提出いたします。

採択資料作成委員会は、調査部会から提出されました報告書及び調査資料に基づきまして、調査部会の調査研究について確認、検討するとともに、内容が適切であるかなど協議を深めます。そして、全教科・種目ごとにすべての教科用図書について報告書を作成し、教育長に提出いたします。

この間、各教育委員会の皆様にも全教科・種目ごとにすべての教科用図書について採択に向けて時間をかけて検討していただくこととなります。したがって、全教科・種目ごとに丁寧な比較検討を行っております。

請願で述べられております事項に関しては、次年度の教科書採択ではすべて行うことになっております。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 この請願は、平成22年度使用の中学校用教科用図書の採択適正化についての請願であります。ということは、この方から見れば私たちがやってきたことは適正化していないという意味合いなんではないでしょうか。提案者がいないからわからないかもしれないですね。

前島教育指導課長 今、統括指導主事のほうから話をしたところでございますが、教科書採択の流れ、事務取扱の流れにつきましては、この請願に書いてあることはすべてクリアしているというふうに考えております。改めて御指摘されるまでもなく、粛々と事務処理を行っているところでございます。

以上です。

竹尾委員長 ほかに御意見ございますか。

角田委員 私は、なぜこのような危惧がなされるのかなというのが第一印象でした。といいますのは、私は以前からこの教科書採択にはかかわっておりまして、特に昨年度、小学校の採択の場合も丁寧に比較検討を行いました。全体について。さらに、「前任者が選んだからといって、碌な審議もせず、そのまま鵜呑みにするような」ということが書いてございましたが、少なくともこういうことはなかった、恐らくこの次もないであろうということがはっきりと言えます。したがって、何でこのようなことが改めてまた、中学校だからなのか、そういうあたりが非常にわからなくて、ちょっと一言言いたいなと思いました。

竹尾委員長 今、角田委員のこれは御意見なんです。何か事務局側で御発言ありますでしょうか。

前島教育指導課長 請願の中に今委員が御指摘いただいたとおり、新しい委員の方が入って

きたとしてもきちんと採択事務を行っておりますので、メンバーが変わったからといって採択の行方が変わるということでは全くございません。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。

宮田委員 これは個人的な意見もよろしいでしょうか。

竹尾委員長 どうぞ。

宮田委員 では、イントロダクションのところに、「真に憂うべき見るに耐えないニュースの連続でこのままでは日本は近い将来亡びるのではないかと危惧される」と書いてございます。その理由が、「戦後の教育の荒廃が大きく原因していることは紛れもない事実であります」と書いているんですが、戦後60年にわたって私は教育が荒廃してきたとは全く思われません。当時と比べますと、日本はいまや世界第2位の経済大国になっておりますし、戦後と比べるとはるかにいい教育環境で子どもたちも教育されていることは事実だと思います。確かに、最近になって一部問題が出ているということはあるかもしれませんが、それが結果としてずっと戦後の荒廃があるなんていうことは、極めて全体的な教育に対する認識がこの請願者の方とは異なると私は思っております。

竹尾委員長 御意見ありがとうございます。

ただいまの宮田委員の個人的な御意見ですが、事務局のほうで何かそれに対してのお答えがありますでしょうか。教育指導課長、何かありますか。

前島教育指導課長 委員の御指摘のとおり、ここに書いてある考え方と戦後の教育についての評価についてはさまざま意見があるということで、委員の御指摘のとおりだというふうに考えております。

宮田委員 こういういろいろな問題がある文書を採択するということに関してはいかなものかというふうに私は個人的に思っているんですが、いかがでしょうか。

竹尾委員長 ほかに御意見ございますか。

沼本委員 私はこの文書を見まして、これは西東京市だけではなくてほかのもう教育委員会も同じようにきちんとしたルールに従ってやっているわけで、「碌な審議もせず」とか、「そのまま鵜呑みする」とかというようなことじゃなくて、要するに丁寧にいろいろなことを意見を聞いたりして公平かつ公正に審議をしている。これが普通、どこでもやっていることです。それを私はこういうふうな文書になるというのはちょっとわからないな。

竹尾委員長 今、沼本委員からも御意見が出ましたが、事務局の方、何かございますでしょうか、この請願の取り扱いについて。事務方の意見があれば御発言を願います。

宮崎教育長 私は、事務方でもあり、教育委員でもございますが、今、それぞれの委員さんが言っていたことはまさにそのとおりだと思っております。かなりこの教科書につきましては委員さん方が、もう本当に御苦労をおかけいたしまして、他市にはないくらいのお時間と労苦を使いまして適正に厳正に教科書を選んでいただいていることに事務方としては感謝とともに、委員としても本当に皆様の丁寧な、そして公平な厳正な対応の仕方に、もろに見ておりますので、こういうような請願の方はもう少し認識を深めていただければありがたいなと思いました。

竹尾委員長 いろいろ御意見が出ましたが、私は取り扱いについて意見を、提案をしたいの

でございますが、今、いろいろな委員さんからこの問題について御提案、御議論をいただきましたが、非常に重要な問題でございますので、この取り扱いにつきましては、ただいまの御意見も含めまして、もう少し委員会の中で協議を続けたいと思うんですが、いかがでございましょうか。扱いとしては、今日のところは採決というより継続審査に決めさせていただきたいと思いますが、御意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 どうもありがとうございます。皆さん、御異議ないということでございますので、請願第1号 平成22年度使用の中学校用教科用図書の採択適正化について、は継続審査とすることにいたします。

竹尾委員長 日程第7 報告事項、を議題といたします。

質疑は後ほど一括して行いますが、まず説明を求めます。

「統括校長を置くことができる学校の基準」の制定について。

前島教育指導課長 「統括校長を置くことができる学校の基準」の制定について、御報告申し上げます。

昨年度、本委員会で西東京市立学校の管理運営に関する規則の改正を行い、統括校長の職を設置いたしました。管理運営規則の第6条の2では、「学校に、委員会が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる」と規定しております。

平成20年12月3日付で東京都教育委員会教育長より「統括校長を置くことができる学校の基準」を制定するよう依頼があり、別途、東京都教育委員会から制定例も示されたところでございます。これに基づきまして、お手元でございます本年12月10日付で「統括校長を置くことができる学校の基準」を制定したところでございます。

統括校長を置くことができる学校として、ここの基準に示されている4点がございます。1点目は、「先進的な取組を推進するとともに、その成果を市立学校全体に還元する役割を担う学校」。2番目といたしましては、「西東京市教育委員会の重点施策や社会の動向等を踏まえ、地域や保護者からの高い期待にこたえる責務を担う学校」。3番目といたしましては、「学校規模や分校・分教室設置等により、管理の困難度が高い学校」。4番目といたしましては、「統括校長の豊富な経験、より高度の専門的知識等を活用して経営する必要がある学校」ということで、そういった学校に統括校長を置くことができる基準として定めたところでございます。

なお、この基準につきましては来年1月1日より施行いたします。

以上でございます。

竹尾委員長 引き続きまして、平成20年度(4月～9月)教育相談状況についてをお諮りします。

南里教育相談担当課長 平成20年度(4月～9月まで)の教育相談状況について御説明いたします。

資料の1番、相談種別ごとの件数及び相談回数でございます。

一般教育相談、306件、相談回数が3,451回。こちらは教育相談センターに来室して行われる相談でございます。心理カウンセラーが相談に応じます。

次の電話相談、52件、63回でございます。

緊急・臨時相談、50件、200回でございます。主に校長、教員からの相談及び子ども家庭支援センターや児童相談所など関係機関との連絡調整や相談でございます。

小学校派遣相談、1,181件、4,862回でございます。心理カウンセラーを小学校に派遣し行う相談でございます。スクールカウンセラーが配置されていない小学校17校に派遣しております。

就学相談、108件、509回でございます。就学相談員が行っている相談で、保育園、学校等での行動観察も含んでおります。

これをさらに詳細にまとめたものが次ページとなります。

2の相談種別・主訴別集計表でございます。相談種別の件数、回数等を主訴別にまとめたものでございます。

3の相談種別・主訴別グラフ、こちらは2の集計表を相談種別にグラフ化したものでございます。

相談件数の上位10位までの主訴を抽出いたしまして、以下を上記以外の項目といたしました。

相談状況といたしましては、前年度に比べて件数等に大きな変化はございません。不登校の相談というのは横ばい状態ではございますが、相談の主訴としては依然として多いものでございます。

本年度の特徴というわけではございませんが、相談内容が複雑化しておりまして、単に保護者と子どもに対する相談というだけでなく、他の関係機関とのつながりが多くなってきております。学校はじめ、子ども家庭支援センターですとか、児童相談所、福祉や医療機関など、相談者を取り巻く環境ですとか、関係機関との連絡調整も重要となってまいりました。

以上でございます。

竹尾委員長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、保谷公民館の名称に関するアンケートについてをお願いいたします。

相原公民館長 お手元の資料により、保谷公民館の名称に関するアンケートの結果を御報告いたします。

平成20年6月、保谷駅南口に保谷駅前公民館が開館いたしましたが、西武柳沢駅南口の保谷公民館と名称が似ているため、施設の予約及び主催講座の申し込みなどで間違いが生じております。

そこで、保谷公民館の施設名称について、利用者の意向を把握するために、平成20年11月17日から12月15日まで、各公民館・図書館で、保谷公民館の名称に関するアンケート調査を実施いたしました。

公民館と図書館の利用者を合わせて851人の方から回答をいただいております。そのうち、保谷公民館の施設名称を変更することに賛成の方が780人、反対の方が42人ございました。名称変更賛成の方780人のうち、761人の方が変更後の施設名称を「柳沢

公民館」と回答しております。名称変更反対の方の理由につきましては、35の方が「既に慣れている」と回答しております。

保谷公民館の施設名称に関しましては、回答をいただいた方の約9割の方が施設名称の変更に賛成し、変更後の施設名称を「柳沢公民館」との回答をされたという調査結果となりました。

また、既に9月に開催されました公民館運営審議会及び10月に開催されました各館の利用者懇談会で御意見をお聞きいたしましたところ、名称を「柳沢公民館」に変更したほうがよいとの御意見をいただいております。

この結果を踏まえまして、保谷公民館の施設名称については早い時期に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

竹尾委員長 どうもありがとうございました。

もう一つ、報告事項をお願いいたしたいと思いますが、西東京市不登校ひきこもり相談室の開設についてを議題といたします。

南里教育相談担当課長 西東京市不登校ひきこもり相談室開設について、御報告いたします。

去る12月19日午前11時より西原総合教育施設3階におきまして、西東京市不登校ひきこもり相談室の開設式典を行いました。当日は、民生委員、児童委員の代表の方を来賓としてお招きいたしまして、教育委員会、小中学校校長代表、関係各課、また東京都青少年・治安対策本部にも御参加いただきました。委員長、委員の皆様にも御列席いただき、ありがとうございました。

事前の取材や当日の取材もございまして、放映や新聞掲載がされました。西東京市ホームページでも開設日19日に相談室の事業概要について掲載いたしました。今後、市報や「西東京の教育」で広く広報いたしまして、市民の皆様方に事業の周知を図り、御利用いただける仕組みをつくってまいりたいと考えております。

以上です。

竹尾委員長 どうもありがとうございました。

説明が終わりました。一括して質疑を受けます。

角田委員 教育相談で一つお聞きしたいのですが、最近、携帯電話による問題や相談が多いというふうには伺っておりますが、この市ではこういった携帯電話にかかわるいじめだとか、そういったいろいろな問題にかかわる相談というのがあるのかどうかということと、携帯電話を学校では持ち込ませないとかというような市や県も出ておりますけれども、市としてどういう扱いをしているのかという、この2点についてお願いしたいと思います。ちょっと教育相談とかかわるところで伺いたいです。

南里教育相談担当課長 携帯電話にかかわる内容の相談という御質問でございますが、相談といたしましては、主訴別の中にももしかしたらそのような具体的なお話が出ているかもしれないんですが、この相談の集計の中ではちょっとうかがい知れない部分がございます。また個別に相談員に尋ねてみたいと思います。

前島教育指導課長 市として携帯電話の持ち込みについてどういうふうに見解があるかとい

う……。特に各学校にこうしてほしいということは言っておりません。ただ、各学校におきましては、学校の学業やその他の活動で必要のないものは持ってこないということで、各学校、どの学校をとりましても、携帯電話が直接そういった学業等にかかわりがないということで、持ち込みについてはそのことで規制をかけているということにとらえているところでございます。

竹尾委員長 ほかに御質問ございますか。

宮田委員 教育相談に関してですけれども、大変な数の相談に応じていられて御苦労さまだと思うわけですが、同じような相談が毎年あるのではないかと思うんですね。私は、個人のデータはともかく、内容についてはコンピュータ等に入れて、どういう処理をしてどうなったかというのをずっと入れておくと、将来的にそのことが、一番いい処理の方法というのが、統計的といいますか、回数的に明らかになってくると思うんですね。ところが、いつも新しい、相談員がかわったりするとまたその方の中でずっと数を重ねて経験値を積んでいい回答をするというふうに時間がかかったりしたり、それから回答者によっては異なった回答が起こるといようなことも出てくるのではないかと思うので、異なった回答をする場合にもちゃんと条件をつけて、こうだからこういうふうに異なった回答をするんだというように、何がいつでもわかるような、データベース化しておくことが今後相談に速やかにこたえられ、そしていろんな問題が起こっても対応可能な状況になってくるんだと思うんですけれども、そういったようなお考えというのはありますか。

南里教育相談担当課長 委員のおっしゃるとおり、これを統計化してデータベース化するというのは必要だと思います。ただ、現状におきましては、一応、統計処理をする段階ではこの区別に分けるということで集計はしておりますけれども、実際には相談員の個別の相談票に基づいてこの主訴別に入力するというような形をとっております。これら分析してスムーズに相談が行えるような形は組むべきだと思っております。相談員のまた変更によって回答というんですかね、変わってしまう、異なってしまうというように、相談員の中で研修ですとか、またケース会議等を重ねていきたいと思っております。

委員のおっしゃったデータベース化については、今後、検討させていただきたいと思っております。

宮田委員 かわらなくても、相談員が何人かいて、1人の方があるときAさんに当たり、次のときBさんに当たるということがあると思うんですね。一方では、かけているほうは切実ですから、AさんもBさんも十分認識なくてかけていると思うんですが、そういったときもぱっと検索すれば出てきて、Bさんが今当人だとなると、Aさんがどういうふうに言ってきたかということがわかって、そして連続的にコンサルテーションもできると思うんですね。そうすると、ああ言ったこう言ったというようなもしトラブルがあったとしたら、そういうのは完全になくなるわけでありまして、是非大してお金かかりませんので……。それから、相談されたときにそんなにごちゃごちゃ書かなくても、どういう相談で、どういうふうに答えて、どうしたかということ、まずはそういう簡単なことだけでもきちんと入れておくことが非常によろしいんじゃないかと。

だから、これだけでこういうことを、「集団不適應」ともし書いてあって、回数も516

件あるということなのですが、いろんなカテゴリーに分けられて、速やかに回答できたり、いろんないい面がたくさんあると思いますので、是非お金がないとかというのではなくて、いい回答を引き出すためにも、そして困った人にできるだけ早くその困ったことが解決できるためにも、私は情報検索を利用したそういったことを試みていただきたいと思います。

南里教育相談担当課長 相談員の個別のファイルというか、パソコン入力はしてありますけれども、確かにそれをデータベース化してきちんと整備するということが必要だと考えております。

竹尾委員長 よろしくをお願いします。

宮田委員 是非よろしくをお願いします。

竹尾委員長 大変宮田委員のいい提案でございますので、どうぞ事務局のほうでも積極的に御検討をお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

沼本委員 統括校長を置くことができる学校の基準というのも御説明があったわけですが、こういう基準を具体的に決定するのはどこが決定するのか。それから、統括校長は西東京市の教育委員会がこの校長さんを統括校長さんとして推薦をするとかと、そういうふうな形になるのか、ちょっとわからないので、その辺を。

前島教育指導課長 ここにもありますように、指定については本市で行うんですが、最終的に都に上げて、都が全体の中でその学校を決めていくということでございます。また、統括校長の配置につきましても、西東京市のほうから推薦を出して、都が最終的に決定をするということでございます。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

角田委員 同じ統括校長の件なのですが、この第2の基準が四つともきちんとクリアされていないとだめなのか、もしくは一つでもといったときに、こんな場合どうなのかと聞きたいんですけども、例えば先進的な取り組みを推進していた、ところが、その校長先生は転勤しちゃったという場合とか、それから、3番目の「管理の困難度が高い学校」、もしくは4番の「高度の専門的知識等を活用して経営する必要がある学校」とありますが、「あった」ではなくて「ある学校」に赴任した校長先生が推薦されるのか、このあたり、困難度が高い学校だから推薦されるのか、困難度が高かったから推薦されるのか、語句にこだわるようですが、すごいあいまいだなと思いましたが、これ、四つともクリアしなければだめなのか、そのあたりを教えてください。

前島教育指導課長 まず、これは1項目でも構わないということでございます。それと、すべてのものについて今後こうあってほしいという願いでございます。責務を担う学校、困難度が高い学校、必要がある学校というふうに読み取りますと、現在そういう状況でない、例えば一番最後のところがわかると思うんですが、やはり高度な専門的な知識を活用して経営していかなければいけない、都の説明ではこのところに生活指導上困難のある学校等に配置をするということでございますから、現在そういった課題があるとか、あるいは先進的に進めなければいけないであろうと目される学校にそういった統括校長を配置して、その願いについてこたえていくということで考えているところでございます。

沼本委員 先ほどの説明で、統括校長というのは教育委員会が推薦をするというふうな、そういった説明だったと思うんですけども、統括校長自身はあらかじめ決まっているわけですね。それは都のほうで決めるんですか。この統括校長さんは例えば西東京で経営する必要がある学校の校長さんになるということによろしいんですか。そういうふうな順序になるわけですか。

それからもう一つは、統括校長というのは1回なったらば要するに定年するまでずっと統括校長である、そういうことなんですよ。

前島教育指導課長 まだこの制度自体がはっきりした制度として都のほうも規定をしておりません。先日、10月に人事委員会等を通して初めて公になったところで、制度的にまだまだ十分でないところでございます。

御質問の、統括校長は最終的に都教委のほうから任命をして配置をするんですが、その名簿、該当者というんですか、それは市としてあらかじめある程度推薦をしていかなければいけないということで、現在、そういった人員について照会が来ているところでございます。

以上でございます。

竹尾委員長 よろしいですか、沼本委員。これは非常に難しいですね、学校で決めるんじゃなくて人の身分の問題になるから。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第8 その他、を議題といたします。

教育委員会全般のことについて結構でございますから、御質問を受けたいと思います。

沼本委員 2点です。

一つは、先ほども説明がありましたように、西東京市では、都内3箇所ですかね、2区1市ということで1市は西東京市、不登校ひきこもり相談室が設置されたわけで、非常にこれを利用することによって不登校生徒やひきこもりの子どもたちが改善されると思うんですけども、この間、あれは西原の教育センターですか、あそこに行きましたら、施設と申しますか、要するに空き部屋がいっぱいあって、活用できる教室があるわけなんですよ。そして、相談室と適応指導教室が非常に近くにあるというようなことで、是非外部との諸機関の連携ということもさることなんですよ。内部のほう、要するにひきこもり相談室や適応指導教室の内部のほうで開かれた交流ができるようなことをまず考えていただきたい。それが第1点です。

それからもう一つは、入ってきて子どもたちが相談しやすいような、要するに雰囲気というんですかね、あまり殺風景ではなくて、やっぱり来たいな、入って相談したいなという、そういうふうな是非相談室をつくっていただきたいなというふうに思っていますので、これはお願いしたいと思います。

それからもう一つは、最近いろいろ経済的に困窮者が出ているという話があって、市によっては、来年度は給食費は今年と同じにするというようなところもあるとか。いずれにしても、西東京のお子様もそういうふうなことに、親がいわゆる離職をするというか、そういう

ようなことで予想されることがあると思うんですけれども、是非実際にそういう問題が起きたときに対応するのではなくて、こういう場合にはこういうふうにしよというふう、あらかじめそういったものをつくっておいていただきたいなというふうな感じです。

以上です。

竹尾委員長 いかがですか。

南里教育相談担当課長 不登校ひきこもり相談室開設に当たりまして内部の連携というお話でございますが、それもとても重要だと考えております。適応指導教室が同じフロアにございますので、例えば体験活動等では共催してやっていきたいと思っております。また、教育相談センターとも連携をとりながら相談体制の充実を図っていきたいと考えております。

また、部屋の雰囲気づくりですけれども、一応、来年度、再来年度とございますので、また部屋の体裁等を順次相談員と相談しながら整えて、よりよい、相談しやすい環境づくりを目指していきたいと思っております。

竹尾委員長 ほかにございませんか。

宮田委員 前から、もし事故があったときの緊急連絡網について、それぞれの地域の担当の方々に連絡する、そういう表を回しておいたらよろしいんじゃないかということを提案していたわけですが、最近、具体的に言いますと、保谷第一小学校、そういうのが回ってまいりまして、もし何かあったらどこどこにどういうふうに連絡するよというのが回ってまいりまして、おくれればながらではあるけれども、そういう体制が整えたなということで、大変結構だと私は思っております。

竹尾委員長 どうもありがとうございます。

お褒めの言葉をいただきましたが、いかがでございますか。

ほかはまだないんですかな。どうですか。

角田委員 では、一つ感動したことをお話ししてよろしいですか。

ある学校の学校だよりの中に、困った子は困っている子という特別支援教育担当の方が書かれた文章がありました。本当に困った子というのは困っているんだから、このあたりが感動したんですけれども、困った子も学校や家で周りの人たちとうまく関わりたいと思っているはずだと。そのうまくできないことを困っているのではないか。それを何とか周囲が手助けできないか。これが特別支援教育の基本的な考え方なんだということを、したがって、この子はなに困っているんだろう、何をしてやればいいんだろうと考えていきたいということがずっと書いてあるんですけれども、たまたま近所の人にどうと。いいですねと私も感動したんですが、こういった文章がこういうふうに出てくるというのは、一言として、いいなという気持ちになりました。どうぞこういうのがどんどん載ってくるように、いいことが載ってくるように、よろしくお願ひしたいと思います。

宮田委員 続けてもう一つなんですが、先々週でしょうか、こもればホールで合唱会という交流会がございました。あれは大変、単純に歌を歌うだけではなくて、ちゃんとおじぎをするですとか、そういうある種のしつけ的な部分というのも当然入っていると思っております。大変それぞれの子どもたちは立派にすごくいい発表をされたわけでありまして。

私は、そういうところでよく採点をするというよりも、参加賞ぐらいは差し上げて、簡単

なものを、そしてますますこれを盛り上げ……。教育委員会も単純に委員が行って簡単なあいさつをするというだけではなくて、もう少し支援の仕方もあるのではないかというふうに思った次第でありまして、ああいう自発的な活動を支援してあげるという体制的なことがもう少し、場所を借りるだけじゃなくて、ちょっとした記念品をあげるとか、そういうのもあり得るのかなというふうに思った次第です。よろしく御検討いただきたいと思います。

竹尾委員長 いかがですか。

宮崎教育長 そこで、ちょっと感想だったんですけども、保護者の方が、ちょうど宮田委員のごあいさつの中で、理系だなと思ったんですけども、音に対して、音楽だけに焦点を当てないで、地震から心電図のほうまで、心音のほうまでずっと広やかなごあいさつがあって、それにはとてもお喜びのお言葉があったので、一応お伝えします。

沼本委員 私も宮田委員と同じようにすぐに感じたことは、責任者の方にも話してきましたけれども、参加する学校がだんだん多くなってきているという話を聞いて、やっぱり参加したからには何か証明になるようなものをあげてもいいんじゃないかなと、賞状でもいいし、参加賞でもいいですから。あれだけ学校も一生懸命力を入れて、子どもたちも一生懸命やっているわけですから、是非それは考えていかなきゃいけないことじゃないかなと。

それからもう一つは、私は今年初めて参加したんですけども、あんなに保護者の方がもうホールいっぱいになるまで来ていらしたので、非常にすごいものだなというふうに感じましたので、是非これからも続けていきたいなというふうに思いました。

宮田委員 ああいうところでこそ教育委員会が何をやっているかというのをPRして、そうじゃないとなかなか保護者の方々は、市報その他があっても十分お読みになっていただけるかどうかわからない面があるんですが、それぞれやっていますというようなことをちょっとアピールすることも同時にまた必要かなというふうに思います。私が勝手に教育委員会のアピールをさせていただきました。

竹尾委員長 どうもありがとうございました。

宮崎教育長 最初4校だったんですよ。それが今14校になりました。

竹尾委員長 これは、所管は教育指導課か。

石井統括指導主事 所管は、施設関係は教育指導課のほうでやっておりますが、実際の運営のほうは小学校校長会がやっております。

竹尾委員長 宮田委員をはじめ、沼本委員、それから保護者の方から大変のお褒めのことを伺いましたので、是非校長会でそれを 委員長が勝手なことを言って申しわけありませんが、お伝えいただければ、学校は励みになると思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

竹尾委員長 次に、日程第5は、先ほどお諮りしましたように、人事に関する案件でありますので、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づき、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午 後 2 時 5 6 分 休 憩

午 後 3 時 0 2 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして平成20年西東京市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 0 2 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員